

上賀茂社家町の社家の住まいにおける 池の機能と敷地配置

林 倫子¹・林 孝弥²・出村 嘉史³・川崎 雅史⁴

¹学生員 修士 京都大学工学研究科都市環境工学専攻 博士後期課程
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:matsushita.michiko@t01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp)

²正会員 修士 東邦ガス株式会社

³正会員 工博 京都大学工学研究科都市環境工学専攻 助教
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:demu@art.mbox.media.kyoto-u.ac.jp)

⁴正会員 工博 京都大学工学研究科都市環境工学専攻 教授
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:kawa@art.mbox.media.kyoto-u.ac.jp)

本研究では、京都市上賀茂社家町にある社家の住まいの池を、住人の生活景を構成する要素として評価することを狙いとして、各池の持つ機能、敷地内での配置特性とそのパターン、更にその結果立ち現れる通り景観との関連について考察することを目的とした。結論として、まず、池の機能として接客空間、禊の場、洗い場、住人の憩いの場の4つが抽出され、特に接客空間（オモテ）における鑑賞対象という機能が敷地配置に大きな影響を与えることを把握した。次に敷地条件を考慮した敷地配置を9パターンに分類し、それぞれの場合で通り景観に与える影響が異なることを確認した。以上の議論から、社家町の水環境の保全には、通り景観に顕在しない池に対する保全施策が必要であると提言した。

キーワード:上賀茂社家町, 社家, 池, 敷地配置, 通り景観

1. はじめに

集落は人が住まう場の一つの形態であり、そこに立ち現れる景観は、その土地での生活に必要な機能を限られた条件内で満たすよう整えられた環境の表象である。京都市北区の賀茂別雷神社（以下上賀茂神社と表記）社家町は、明神川と水路により、自然河川である賀茂川の水を集落内に巧に行き渡らせ利用している地域である。一部区域は伝統的建造物群保全地区に指定されているが、伝建地区内外で水路のある通りやその水を取り込んで設けられた池庭が見られる。

筆者らによる先行研究¹⁾では、外部から敷地内に水を取り入れて作られた池として48箇所を確認し、同時に約30年前から多くの池が失われてきている事実を確認した。特にその変化は伝建地区外で著しく、伝建地区内では池庭が環境物件として保存の対象となっているのに対し、地区外ではそのような規制がなく、池を体系的に把握・管理する主体がないという実情がある。このような背景から、住人の生活に対して池がどのような役割を担ってきたのか、池が上賀茂社家町の各敷地にどのように組み込まれてきたのか、あるいは敷地外の通り景観にどのように影響してきたのかを明らかにし、生活景を構成す

る要素としての社家の池の価値を評価することが本研究のねらいである。

上賀茂の建築やみち景観については、伝建地区保存対策事業として行われた「上賀茂町なみ調査報告」²⁾に詳しく、各敷地の庭と池についても一部記述がある。本研究ではその研究成果を踏まえつつ、池を持つ社家の住まいを対象として、池の機能と敷地配置を把握し、その結果として立ち現れる通り景観との関連を明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象の抽出と調査手法

(1) 対象とする社家の住まいの抽出

社家町内に現存する伝統的な住まいには、社家、農家、町家がある³⁾。このうち明治以前から敷地内に池を具えていたのは社家のみである。

社家とは、元来上賀茂神社の神官（社司、氏人）の住まいを指す。ただし明治以降は住み変わりが進んだため、住人が社家の家柄であるとは限らない。社家の住まいは一定の様式を満たしており、土間と居室に2分される農家風の平面構成に、玄関と接客空間を融合させた平面構

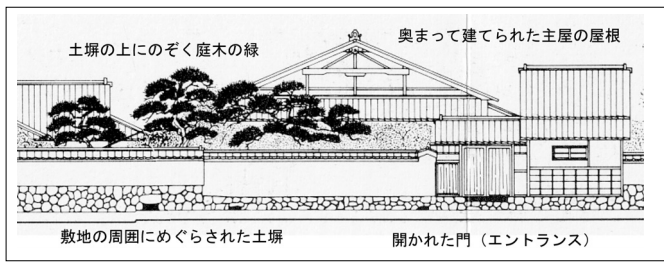


図-1 社家の住まいの通り景観と「社家町らしい」とされる景観要素
(「上賀茂町なみ調査報告」藤ノ木通り南側連続立面図より社家1-3)

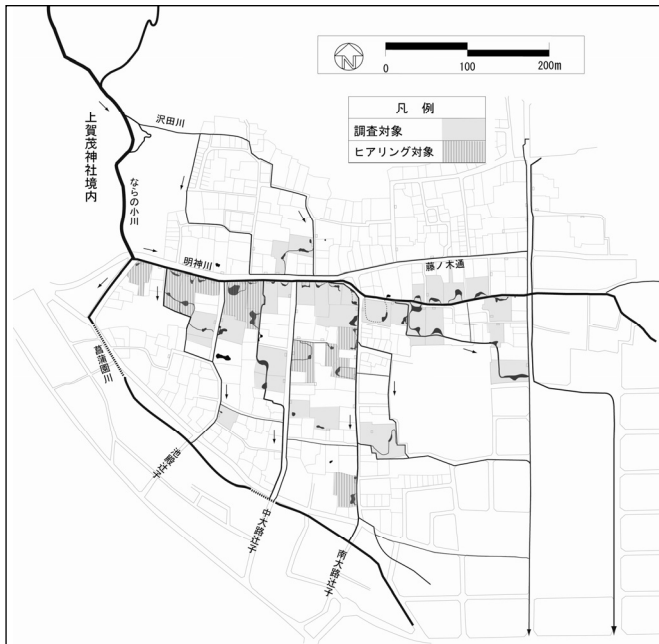


図-2 研究対象とした社家の住まいの分布
(敷地割は昭和50年頃のもの、水路網は昭和30年ごろのもの、池は各敷地に池があったときの様子を描いており年代はそれぞれ異なる)

成を持つ⁴⁾。隣接する通りからの外観は、敷地の周囲にめぐらされた土塀、開かれた門、土塀の上のぞく庭木の緑、背後に奥まって建てられた主屋の屋根、そして明神川に架かる土橋で構成されており、現在社家町の歴史的風致を構成する要素として広く認識されているのもこれらの要素である(図-1)⁵⁾。ただし、明治維新前からの歴史を持つとされる社家でも幾度かの改造を経ており、また明治以降に社家の様式をある程度踏襲して建てられたことが明らかな住まいも存在している。これらの住まいが一体的に社家町の水環境ネットワークや景観を形作っている点に留意しなければならない。このため本研究で取り上げる「社家の住まい」には、先に述べたような社家の様式を満たす和風建築を含んでいる。

本研究では、これまでに存在した社家の住まいのうち、現在あるいは過去に池を持っていたことが明らかで、かつ大まかな平面構成を知ることのできる36軒を分析の対象とした(図-2)。ただしこの中には明治以降に新し

く新設された住まいや現在までに大きく改変されてしまった住まいを含むため、図-2に示された全ての池が特定の年代に存在していたわけではない。また池や建築が過去に大きく改変されている場合は、把握できる限りで最も古い状態を採用して図示している。

(2) 敷地配置および池の機能の調査手法

各家の池の位置や敷地配置は、先述の「町なみ調査報告」掲載の図面および筆者らによる測量調査、地図資料調査を元に把握した。

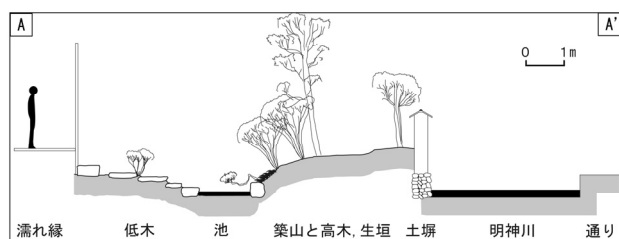
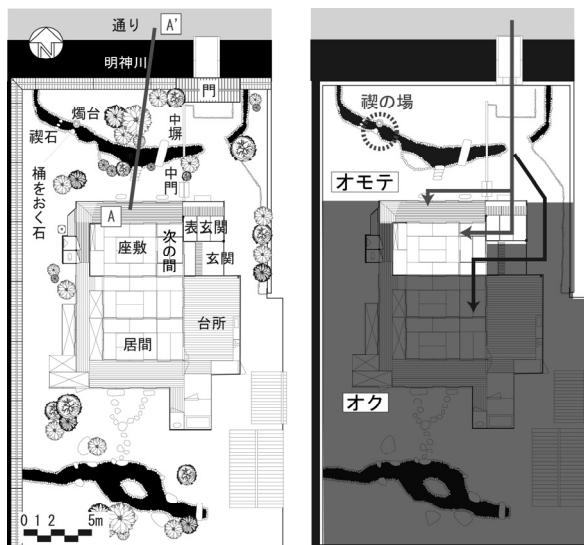
またそのうち11軒については、住人へのヒアリング調査により、過去と現在のそれぞれの詳細な水利用の実態を把握した。調査の実施期間は2007年11月2日～2008年1月22日で、必要に応じて随時追加調査を行った。調査は訪問形式で行い、自邸内の池や敷地外を流れる水をどこでどのように利用していたのかを自由に回答いただいた。その結果を元に、池や水路に求められる機能を抽出し、平面図に表した。このため、抽出される機能には、明治維新前から代々行われていたと伝える機能と明治以降に加えられた機能が混在している。

3. 池の諸機能の配置傾向

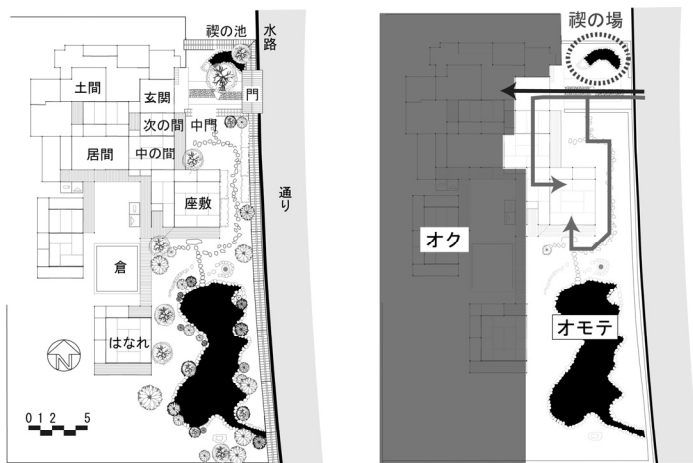
ヒアリング調査の内容から、社家の住まいにおける池と水路の機能として以下の4つを抽出し、それぞれの配置特性を観察した。図-3にいくつかの例を示す。

(1) 接客空間としての機能

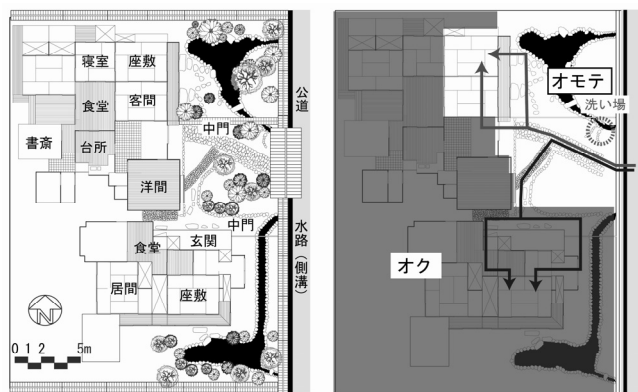
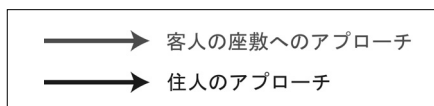
上賀茂の社家は代々洛中の御所や公家、門跡と交友を持っていた⁶⁾といい、どの住まいも接客を意識した造りになっており、接客のために設えられた空間と住人の生活のために設えられた空間を明確に分けることが出来る。本研究では便宜的に、前者を「オモテ」、後者を「オク」と呼び区別する。オモテの空間は様式化されており、設けられる要素はどの住まいでも大差がない。現在「社家町らしい」景観要素として認識されている門、土塀、中門、式台、そして遣り水の池などは、全てオモテに配されており、来客を敷地内へ迎えて座敷へ案内するまでの一連の行為に沿って配置されている。敷地へのエントランスとなる門から来客を座敷へ導くアプローチは2種類あり、式台(客人専用の玄関、ない場合もある)から次の間などを経て座敷に上がるアプローチと、中門をくぐり庭の中を歩いて縁側から座敷に上がるアプローチがある(図-3(a)～(d))。特に後者のアプローチは貴人や僧侶を接客するときのみ使用されていたという⁷⁾。また接客用の座敷からは、趣向を凝らした庭を眺めること



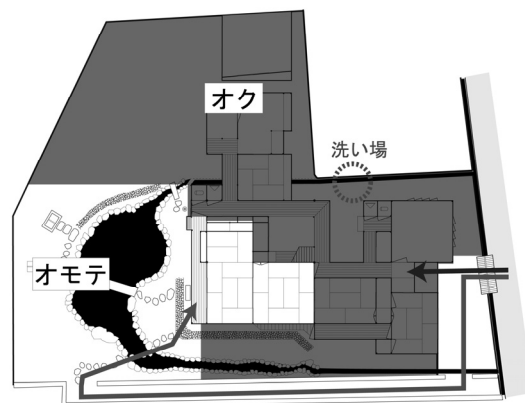
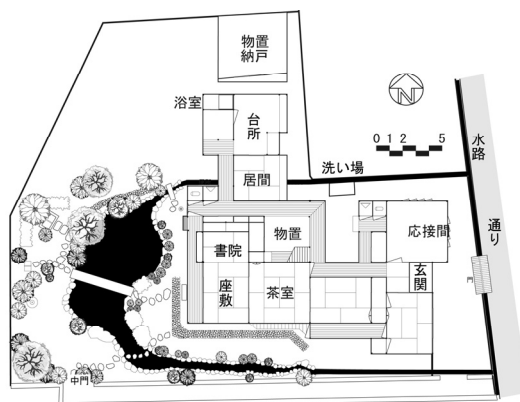
(a) 社家 M-12 (池二つあり, 観の場あり)
観の場はオモテの池の最上流にある



(b) 社家 M-15 (観の場あり)
観の場専用の小さな池が玄関脇に設けられている



(c) 社家 M-13 (池二つあり, 洗い場あり)
社家 M-13 は主屋と隠居の離れのそれぞれに観賞用の池がある
主屋の池は接客用に使われていたといい, 作り込みがより細やかである
洗い場は玄関脇のオモテの池の下流部にあり, 庭とは中門で隔てられている



(d) 社家 M-14 (洗い場あり)
独特の平面構成を持ち, アプローチはひとつしかない
洗い場は池への導水路上, オクにある

図-3 社家の住まいの敷地配置と庭の意匠の例
(「町なみ調査報告」記載の平面図と筆者らによる調査結果を元に作成)

ができる。

社家の住まいにおいて, 遣り水や池は基本的にオモテに設けられ, アプローチや座敷からの鑑賞を意識した意匠が施されている。具体的には, 中門を通して座敷へ向かうアプローチが池の流れに沿って設けたり, 座敷から水面を眺められるように池までの距離や地面の高低差を

操作したりしている。座敷から眺めたときの池の背面には高木の垣根や築山などが配置され, 池の手前には低木が配される。このように, 接客時の鑑賞対象としての池の機能は, 池とその周辺の敷地配置に大きな影響を与える(図-3(a)断面図)。

また室内への日当たりや風水などを考慮して, 座敷を

南向きに設けることが好まれる傾向にある。ただし次章で述べるような敷地条件との兼ね合いの下で敷地配置が決定されるため、必ずしもこの限りではない。

(2) 禊の場としての機能

禊とは、水中に潜って汚穢を洗い清めることを目的とした観念的な行法⁸⁾である。社家の仕える上賀茂神社では多くの禊の儀が行われるが、これは、祭神別雷神の母神玉依姫が行った瀬見の小川での禊が別雷神の誕生に繋がった、という由緒に由来する⁹⁾。かつては社家にも禊の習慣が広まっていたと言われており、現在でも4つの社家の住まいで禊の場と伝える場所が残されている。昨今では禊の習慣はなく利用されていないが、現在でも神聖な場所として手入れや供え物がなされている例が見受けられる。

これらの禊の場は全て、オモテの一角に設けられており、敷地内でも比較的上流側に設けられるという特徴がある。今回確認された4箇所中3箇所では、観賞用の池の一部に、水面近くに降りられるような平たい石段（禊石）として設えられている（図-3(a)）。灯りを置くための燭台と伝える石が併設されている箇所もある。残る1箇所では、玄関近くに、観賞用の大きな池とは別に小さな池として設けられている（図-3(b)）。

(3) 洗い場としての機能

上水道が整備される昭和15年以前の社家町では、水路の水が生活に広く用いられていたといい、野菜を洗うなどの行為が行われていた。現在も水路に対して石段が切られている箇所を確認することが出来る（図-4）。

それに対し、社家の住まいの一部では、敷地内に様々な水の用を足すための専用の場所として洗い場が設けられていたといい、調査からは4箇所の洗い場が確認された。洗い場は、オクあるいはオモテでも接客空間から切り離れた一角に設けられており、水面近くに降りるための石段や作業を行うための平場が設置されている（図-3(c) (d)）。



図-4 水路に面して設けられた洗い場
(社家I-2において 2007年12月20日筆者撮影)

(4) 住人の憩いの空間としての機能

先に述べたように、社家の住まいにおいて池は基本的にオモテに設けられる。しかし敷地内に2つの池をもつ敷地では、片方の池を住人の居間に近接させてオクに設ける例が殆どである。これは住人の憩いや楽しみを目的として設けられた池であり、オモテの池に比べて周囲の作りこみが少ない傾向が見られる（図-3(a)）。

その他近年の傾向として、社家の住まいで一般的なオモテとオクの様式にこだわらない池の設け方も見られる。風水上の理由からオモテにあった池をオクに移設する例や、元来オモテの客間であった部屋をオクの居間として利用する例が確認された。明治以降の住人の住み変わりやライフスタイルの変化によって維持されなくなる池がある一方で、従来の社家の様式を崩して住人によって使いこなされていく傾向も見られる。

その他住人による池を使った楽しみとして、鯉の飼育がある。かつては殆どの池で鯉の飼育がなされていたといい、オモテ・オクを問わずどの池にも鯉が冬眠するための場所として「穴（うろ）」と呼ばれる1mほど深く掘り下げた箇所が設けられている（図-5）。現在では水路の水質悪化や鳥獣被害を理由に鯉の飼育をやめてしまった池も多いが、鯉の飼育の有無に関わらず、穴はほぼ全ての池に残されている。



図-5 鯉のための穴
(社家M-15において 2007年12月21日筆者撮影)

4. 敷地内の池の配置と景観上の特徴

(1) 各住まいの敷地条件の整理とタイプ分類

先に述べたように、池を含むオモテの要素は接客空間として設えられている。来客にとっての入り口となる門は必ず通りに面して設けられ、そこから座敷へのアプローチが設定される。また池を設ける場合には水路からの導水が不可欠であるため、池の位置は水路の位置に大きく左右される。以上のことから、敷地に対する通りと水路の接し方がオモテを構成する要素の配置と形状に大きな影響を与える条件と考え、通りと水路について社家の

敷地条件を4タイプに分類し、それぞれのタイプで見られた池の配置を模式化して9タイプに示した(表-1, 図-6)。

表-1 敷地条件のタイプ分類

タイプ	敷地と水路の関係	敷地と通りの関係
A	明神川や十分に水のある水路と接する	明神川を挟んで接する
B	明神川や十分に水のある水路と接する	明神川と別の辺で接する
C	水路が敷地内を貫通する	どこか一边で接する
D	水路と接しなく貫通しない	どこか一边で接する

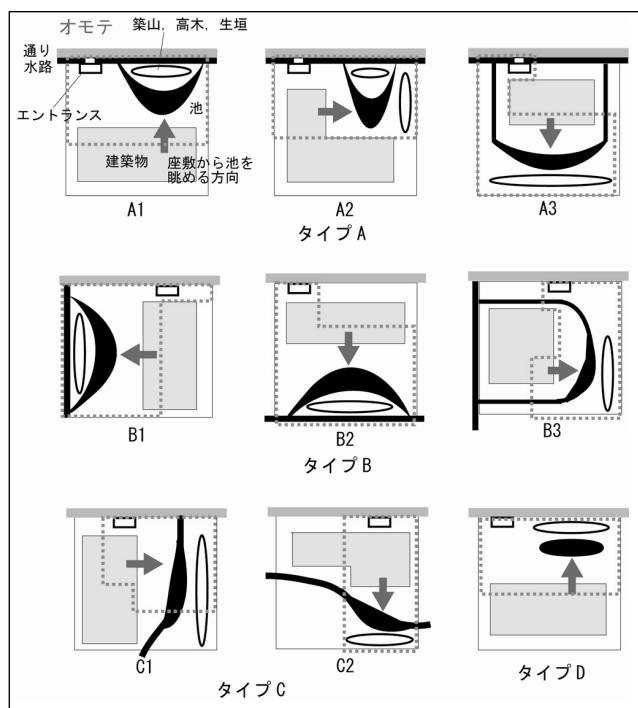


図-6 敷地条件と池の配置のタイプ分類

なお以降では、主要な通り景観への影響を考察するにあたって議論を簡略化するため、水路や道に複数の辺で接する複雑な条件下の敷地については、取水源としている水路あるいはエントランスを設けている通りのみを条件として考慮することとする。また、池が二つある敷地では住人の憩いの空間としての池は通りの裏側に設けられることが多く通り景観への影響が少ないことから、オモテに設えられている池のみを考察の対象とした。また社家 I-6 の池は玄関脇に設けられた小ぶりの物で、社家の住まいに見られるような座敷からの鑑賞対象ではなかったことから、以降の考察からは除外した。

(2) 各タイプの社家の住まいの通り景観上の特徴

タイプAの敷地では通りに沿って水路が流れているため、水路に設けられた取水口や排水口から池庭の有無を知ることが出来る。タイプAの敷地の場合、A1もしくはA2の配置が好まれる。これはA3の配置の場合、池への導

水路を長く確保せねばならず、建物の位置に制約が大きくなるためである。社家町内でA3を選択しているのは、敷地がいびつな形をしていてA1やA2を選択することが難しいM-14と、風水上の理由から池の場所を付け替えたM-2のみであり、M-2はかつてA1の配置であった。A3の場合、庭は通りの裏側に位置し通り沿いには建築が近接して設けられるため、社家町らしい庭の有無を視認することは難しい。なおA1では座敷から池庭を眺めたときの背景は通り側になるが、A2では隣接する敷地側が背景となる。

タイプBの敷地では、B1の場合にはA2と同様の通り景観が出現するが、B2・B3のようにエントランスと庭が反対方向に位置している場合、A3と同様通り側に建築が近接して設けられる。

タイプCの敷地では、池を設けることの出来る場所は水路が敷地のどこを貫通するのかに大きく左右されるが、タイプCの敷地に設けられた座敷は全て南向きであり、方角を優先して配置が決定されているようである。水路の位置によって、池庭が通り側に設けられるC1と裏側に設けられるC2があり、通り景観への影響は異なってくる。

タイプDでは、敷地に引き込むことのできる水源がないため、後年井戸水や水道水を利用した池が庭に設けられている。この地域には1軒のみが確認されたが、この敷地は街区の内部に位置しているため、いずれにしても池庭の有無は通り景観に殆ど影響しない。

(3) 各エリアの敷地配置の傾向と景観上の問題点

本章では、池を持つ社家の住まいが多く存在した部分を3つのエリアにわけ、それぞれにエリアにおける敷地条件の特徴と通り景観の特徴・問題点を考察した(図-7)。

a) 南大路辻子以西の明神川沿い

明神川南沿いは、ほぼ全てがA1の敷地の連続であり、角地にB1、A2が1軒ずつある。A1の配置が卓越する理由としては、明神川と敷地の北辺で接するため、南向きの座敷と池庭を設けるためにはA3の配置を採用せねばならず、選択されないためである¹⁰⁾。加えて現在では、N-4を除く全ての住まいが藤ノ木通り側に土橋や石橋を伴ったエントランスを設けている¹¹⁾。その結果、明神川沿いには庭の背景となる高木や生垣が土塀の上から顔を出し、社家町らしいエントランスが設けられ、結果的に図-1に示したような社家町らしい通り景観が表出している。社家特有のオモテを重視する敷地配置の法則が、通り景観により影響を与えている例であるといえよう。

A1の敷地配置での問題点としては、庭の背景が通り側にあたるため、藤ノ木通りの電柱が背景の庭木の上から顔を出し、庭の眺めを阻害する点が問題視されていた。

しかし現在藤ノ木通りの電線地中化の計画が進んでおり、

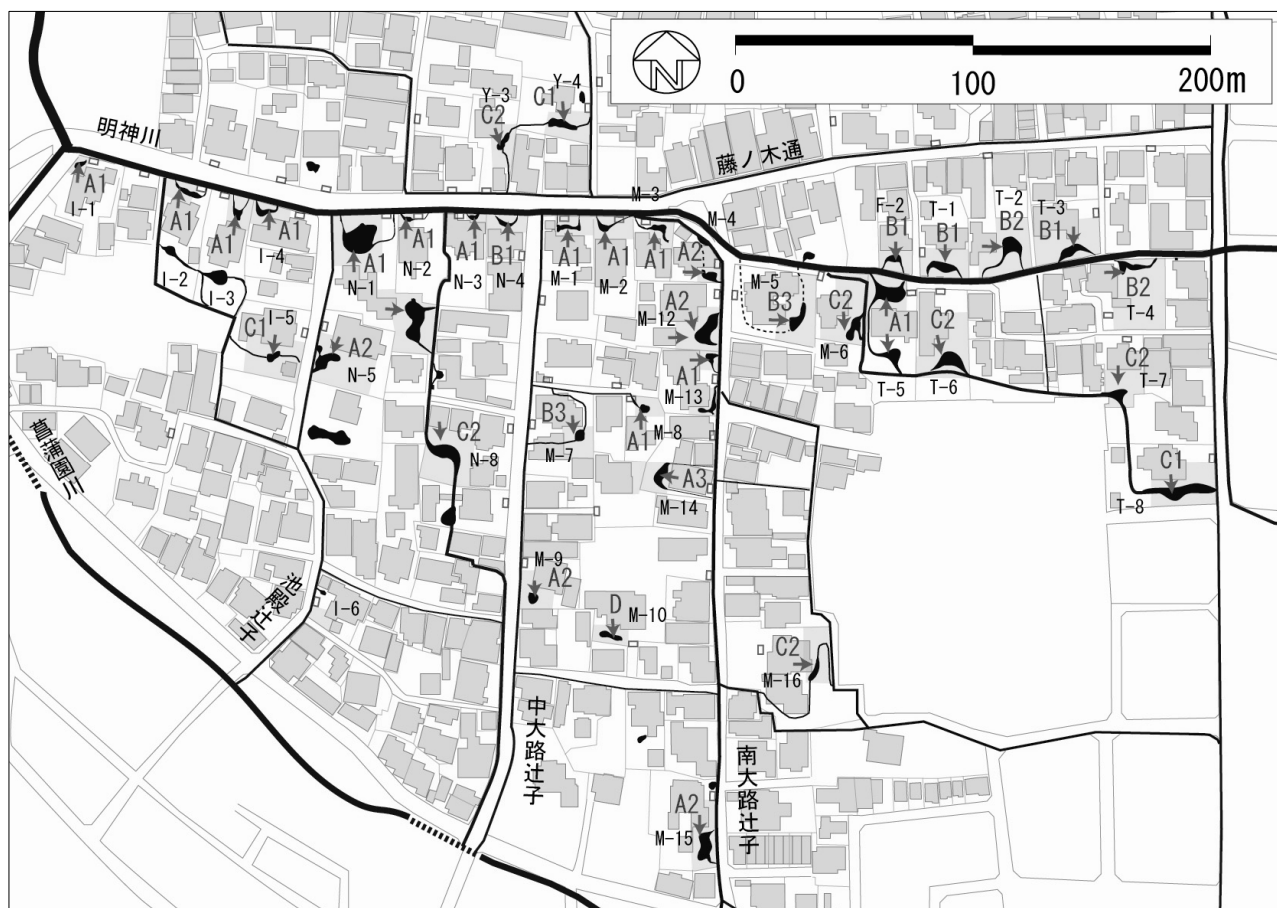


図-7 敷地条件と池の配置のタイプ分類
(矢印は座敷から池庭の眺める方向、各敷地のナンバリングは先行研究と対応している)

解決される見込みであるという。

このエリアは伝統的建造物群保全地区に当たり、池庭を含めた社家の住まいが開発の手を免れて保存されている。更に藤ノ木通りは社家町のメインストリートで道幅が広く、町なみと川によって構成された通り景観を眺める視点場にも恵まれているため、社家らしさがわかりやすい形で通りに顕在しているエリアであるといえる。

b) 池殿辻子、中大路辻子、南大路辻子沿い

池殿辻子・中大路辻子・南大路辻子は社家町を貫く3本の南北方向の通りである。これらの通りには片側にだけ水路があるため、通りの両側で敷地条件が異なる。

池殿辻子東側、中大路辻子東側、南大路辻子西側は殆どがタイプAの敷地であり、希にタイプBも見られる。タイプAの場合にはA2の配置が好まれるが、これは池庭を南側に寄せて北側に座敷を設けることにより、南向きの座敷としているためである。結果として現れる通り景観は、北側にエントランスと建物が、南側に土堀越しの庭木が覗く形で表出する。A2の敷地配置の問題点は、庭の背景が隣の敷地側に向いているため、隣の敷地に2階建ての建築がある場合にはそれが庭の背景として現れ、敷地間でお互いの視線が交錯してしまうことである。実際A2の配置を採用している2軒の社家の住まいで、敷地境



図-8 A2の敷地境界に設けられた壁
(左：社家M-13、右：社家M-15において 2007年12月21日筆者撮影)

界に高い壁を設けてお互いの視界を遮っている現状を確認した(図-8)。

一方、池殿辻子西側、中大路辻子西側、南大路辻子東側は水路に面しないため、B3やC2の敷地が多く、エントランスは通りに面して設けられるが、池庭が通りからみて裏側に設けられやすく、通り側には建築が近接して設けられる。伝建地区のようなオモテの形成を基調とする敷地配置に則りつつも、池庭による社家らしさが敷地内部に潜在しやすい。

このエリアの大部分は伝建地区ではないため、社家の住まいは近代的な住まいの中に点在するように見える。加えて社家らしさが顕在しにくい配置をとる敷地が多い

ため、良好な通り景観の形成には至っていない。

c) 南大路辻子以東の明神川沿い

このエリアでは明神川が藤ノ木通りから外れているため、各社家の住まいのエントランスは奥まった路地に設けられる。加えてB2, B3, C2の敷地が多く、池庭がエントランスとは異なる方向に設けられる場合が多い。通りと水路の構造から考えて、池庭による「社家らしさ」が最も潜在しやすいエリアであるといえる。現在では、殆どの社家の住まいが空き家になったりあるいは開発によって現代的な建物に建て替えられるなどして、水路や池の文化を感じられる場所は一部に留まっている。

5. 結論

本研究では、上賀茂社家町の社家の住まいに設けられた池について、生活上住人から求められてきた機能を把握し、敷地内での配置パターンを確認し、更に通り景観への影響についても考察した。

まず、上賀茂の社家の住まいの池のもつ機能として、接客空間、禊の場、洗い場、住人の憩いの場の4つを抽出した。それぞれの機能の配置には一定の傾向があり、社家の住まいの池が社家特有のその他の景観要素と共に基本的に接客空間（オモテ）に設けられること、禊の場はオモテに、洗い場はオクあるいはオモテの一角に設けられること、更に2つ池がある場合はそのうちの1つがオクに設けられることを確認した。（3章）

次に、上賀茂社家の住まいの敷地条件を通りと水路との接し方からA～Dの4タイプに分類し、更に池の配置を元に社家の住まいの敷地構成を計9タイプに分類した。更にそれぞれのタイプにおける景観上の特徴と問題点を挙げた。特に池庭の位置は「社家町らしい」要素が通り景観として外部に顕在しやすいかどうか大きく影響することを示し、南大路辻子以西の明神川南沿いでは、池庭の連続が社家町らしい通り景観の表出に有効に働いていることを確認した。その一方で、それ以外のエリアでは、池庭の存在が通り景観に表出しにくいことを指摘した。（4章）

以上の議論から、水路網と池のネットワークを独自に築いてきた上賀茂社家町特有の町の構造と文化を後世に残していくためには、伝建地区外に残された数少ない潜在的な景観資源としての池に対して、通り景観とは別の視点から評価し、何らかの対策を講じる必要があるという結論を得ることができる。今回抽出された各種の機能を満たす生活基盤施設として、もしくは地域防災や総合治水といった新たな視点から評価することが有効であるかもしれない。

¹⁾ 林倫子, 林孝弥, 出村嘉史, 川崎雅史: 明治以降の上賀茂社家町における水路網と池の変遷, 土木史研究講演集 Vol. 28, pp. 287-291, 2008

²⁾ 京都市都市計画局: 上賀茂町なみ調査報告, 1978

³⁾ 「町なみ調査報告」(p. 23)によると、安永年間の『賀茂社家宅七町大旨之図』には148人の社家の名前が見られたほか、「町人」「大工」などの文字も見られ、農家も住んでいたと考えられるという。

⁴⁾ 前掲: 上賀茂町なみ調査報告, pp. 26-28

⁵⁾ 京都市都市計画局景観政策課「上賀茂伝統的建造物群保存地区保存計画」より
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000015497.html>)

⁶⁾ 山本宗尚: 地下官人賀茂季鷹と賀茂の氏人たち, 賀茂文化第4号, pp. 25-33, 賀茂文化研究会, 2007

⁷⁾ 京都市立加茂川中学校社会科クラブ著: 社家について, 加茂川13号, p. 22, 京都市立加茂川中学校生徒会, 1963

⁸⁾ 藺田稔・橋本政宣編: 神道史大辞典, p. 927「みそぎ」の項, 吉川弘文館, 2004

⁹⁾ 建内光儀: 上賀茂神社, p. 120, 学生社, 2003

¹⁰⁾ M-12では風水上の理由から池を南に移設し、現在ではA3の配置である

¹¹⁾ 『壬申地券字引絵図』によると、明治初期当時には、池殿辻子・中大路辻子・南大路辻子の3本の通りの角地の敷地では、明神川側ではなく南北の通り側にエントランスが設けられていたことが確認される。しかし現在では、N-1およびM-1が明神川側にエントランスを移動させており、またI-4も従来のエントランスはオクの入り口として確保しつつも、石橋を設けて客人用のオモテのエントランスとして利用している。この変化がいつどのような理由によって行われたのかは明らかでない。